

所得税の確定申告

所得税の申告

25年分の所得税の確定申告は、3月17日(月)までです。期限間近になると税務署は大変混雑します。自書した申告書を送るだけ早めに提出してください。また、出来上がった申告書は郵送でも提出できます。期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると本来の税金だけでなく、加算税や延滞税も納めなければならなくなります。

自分の所得状況を最もよく知っているのは、納税者の皆さんご自身です。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

サラリーマンの確定申告

①確定申告をしなければならぬ人
サラリーマンでも、次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ▽給与の年収が2000万円を超える人
- ▽給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人

(20万円以下の人は町県民税の申告になります)
▽給与を2カ所以上からもらっている人

②確定申告をすると所得税が還付される場合
確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ▽マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ▽多額の医療費を支払った場合
- ▽災害や盗難に遭った
- ▽年の途中で退職し、再就職していない場合
- ▽退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合

土地や建物、株の売買など

土地建物や、株の譲渡などに対する税金は、分離課税として他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。

また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。

宅地や遊休農地での臨時駐車場

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。

収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

申告書作成会場を開設

一関税務署では次の期間、確定申告書作成会場を開設します。

- ◎期間：2月3日(月)～3月17日(月)
- (土・日曜、祝日を除く)
- ◎時間：9時～16時
- ◎場所：岩手日報ビル3階ホール(二関税務署向い)
- ※ 駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関などのご利用をお願いします。
- ◎問い合わせ先
一関税務署 ☎23-4205
確定申告についてのご質問は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。(同相談センターには東北税理士会の会員税理士も従事しています)

e-TAXで確定申告

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」が便利です。画面の案内に従って、金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や決算書などが作成できます。

作成したデータは、印刷して「書面」で提出できるほか、e-TAX(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。

- ◎e-TAXのメリット
- ▽24時間利用可能
- ▽添付書類の提出省略
- ▽還付金がスピーディー
- ※ e-TAXの利用には「電子証明書」と「ICカードリーダー」が必要で、詳しくは、e-TAXホームページをご覧ください。

東日本大震災に伴う雑損控除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除の適用により所得税や個人住民税が軽減される場合があります。また個別に調査や判断が必要

町民税・県民税の主な改正点

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、また、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として町民税・県民税の均等割の額が変更になります。

期間は、平成26年度から35年度までの間で、町民税の均等割の額は、これまでの3000円から3500円に、県民税の均等割の額は、これまでの2000円から2500円に変更になります。

障害者控除を受けられます

障害者控除

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除を受けられます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ②6カ月以上寝たきり状態で、

食事や排せつなどに支障がある状態の人(介護保険認定者)

③身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人(介護保険認定者)

- ※ ②、③については介護保険認定者であること
- 【手続き】
- ①の人は申告の際に手帳などを持参してください。
- ②、③の人は保健センターに申請し、認定書の交付を受ける必要があります。

おむつ代の医療費控除

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除が受けられる場合があります。

※ 初めて医療費控除を受けよ

軽自動車税の納期限が変わります



納期限の変更

平成26年度より、軽自動車税の納期限が4月30日から5月31日に変更となります。(ただし、26年度は5月31日が土曜日のため6月2日が納期限となります)

納税通知書の発送時期

納期限の変更に伴い、納税通知書は5月上旬ごろの発送予定です。

25年度の軽自動車税納税証明書(継続検査用)について

25年度軽自動車税納税証明書(継続検査用)の有効期限は、26年4月29日と記載されていますが、納期限の変更に伴い26年6月1日まで有効となります。

問い合わせ先…税務課 ☎46-5563



税務署からのお知らせ

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報を聞き出そうとする事例が多発しています。

不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先
一関税務署総務課 ☎23-4205

